

【1頁より】

しかし問題は次の点にある。集会では、代理人から、取次店からの返品については、「返品が予定されている出版物の取引は、買主（取次店）のみに片面的な解約権がある売買取引」（説明会資料9よくあるご質問と回答）なので、出版社は「返品を受け入れていただく義務がある」（同）と説明された。委託、注文、買切などこれまでの商ルールを無視した発言に、債権者は呆れてしまった。「他方、大阪屋は旧商品の買主ではないため、買主としての解約権の行使としての返品をすることはできません。（中略）大阪屋が栗田出版（注＝6月26日以降の新生栗田）から買い取った出版物を買い取っていただくことを申し込むものであり、出版社様において、これに応じていただく義務までございません」（同）との説明があった。一応買い取り義務はないという。

しかしこれも変な話である。旧栗田（民事再生した6月26日以前の栗田）は新生栗田として民事再生中なので、市中在庫を含む出版物は栗田への売掛金＝貸倒金＝凍結された再生債権になってしまっていて、誰も動かしようのできないものである。債権債務が凍結されていれば、商品の動きも凍結されなければならない。しかし現実には、新生栗田は取次業務を再開し、返品が生じる。これをどう扱えばいいのか？

例えば凍結再生債権となっている小社の出版物が売掛金として100万円あるとして、そのうち仮に40万円分が返品されることになったとしよう。平常なら売掛金と相殺され売掛金残高は60万円となる。しかし凍結された再生債権は動かさないので相殺しようがないという。ではどうするか。返品を引き取るには40万円分の取引がそもそもなかったことにするしかない。つまり新生栗田は小社に出版物40万円分を0円で返品することで、つまり小社は0円で歩安入帳をすることで、小社の再生債権を事実上60万円に減額するしかない。新生栗田が「再生債権はいじれないので、25日以前の商品の返品はただでお戻しします。どうもご迷惑おかけしました」といって、お詫びかたがた持つてくるのが筋というものであろう。

ところが、再生案スキームは逆に返品を買い戻せという。再生案スキームに皆が何となく釈然としないのには、こういう落とし穴、カラクリがあるからだ。新生栗田にはそもそも納品していないのだから返品が生じるわけではないのだ。旧栗田時代の返品を新生栗田で返品しようとするれば、いま述べた方法しかない。それを大阪屋経由で出版社に買わせようというのは、アルゼンチン映画「華麗なる詐欺師たち」などに登場する釣銭詐欺の上を行くようだ。再生案スキ-

ームは悪くいえば“詐欺まがい”、良く言えば“錬金術”なのである。これに対応する実務としては栗田からの返品はすべて受け取り、適当な時期に0円で入帳することである。これは争っても勝ち目がある。そして、旧栗田時代の返品を精算しようとすれば、それまでは新生栗田に直接卸すことは出版社として得策ではない。大阪屋その他の取次経由で栗田帳合書店に納品するしかないことを理解していただきたい。小社もそうしている。再生案スキーム自体に無理があるから、こうせざるを得ないのである。

出版協は7月10日、「栗田出版販売民事再生案スキームを撤回するよう求める」声明を発表した（付録参照）。老舗版元も納得できない。再生案二次卸スキームに質問する「有志の会」を組織し、偕成社や有斐閣、インプレスなど専門書版元中心に約58社が事実上反対に回った。このスキーム案が裁判所で認められれば、考えたくないか次の取次店危機の際に適用される可能性が大だからである。そして、それに伴う出版社への影響は致命的なものとなろう。

版元の強い批判で譲歩案が示されたが、7月24日締め切りで回答回収率65%、承諾率は債権者数で80%程、やっと半分ということらしい。スキームそのものに変更はない。出版社の冷ややかな反応が垣間見える。

栗田民事再生は、来春3月の吸収先である大阪屋との連携で準備されたものであろう。本社の売却を含めすべての不動産を売却し、今年春には資産二十数億円を減額評価替えるなど、身軽に身綺麗にして、6月26日金曜夕方の民事再生申請、間髪を入れずに大阪屋の栗田支援表明を筆頭に二次卸スキーム案の説明から請求方法まで16枚のFAXによる再生通知、29日月曜には講談社・小学館・集英社連名による栗田および帳合書店向け支援声明―見事という他はない。出版社の売掛金を丸ごと踏み倒し、大阪屋経由で返品を出版社に買わせ、大阪屋から支払い控除すれば、大阪屋の支払いも減り、それを元手に栗田の民事再生を図れる。「倍返し」でトリプルウイン―誰が考えたか知らないが凄く錬金術だ。

栗田からは帳合書店向けに「出荷制限版元一覧」が、定期的に配布されている。8月7日現在のものをみると、ベストテンにはいる版元や各ジャンルナンバーワン版元を含め約150社が名を連ねている。帳合書店への情報サービスではあろうが、この「非協力出版社リスト」は書店からのイメージダウンを怖れる版元の弱みを突いている。

確かに日販、トーハンの寡占の弊害を防ぎ、アマゾン牽制するため、大阪屋-栗田連合な

どの第三極が必要不可欠なことは、版元なら誰でも理解している。しかし、そのためにはなり振り構わなくていいのだろうか？出版協は声明で、再生案スキームについて「商道徳・商慣習に反する」と指摘したが、やはり「人の道に反する」ものなのかも知れない。今からでも遅くはない、別の道を探るべきであろう。

【付録】

栗田出版販売民事再生案スキームを撤回するよう求める

2015年7月10日

一般社団法人 日本出版者協議会
会長 高須次郎

7月6日に栗田出版販売民事再生申立てに関する債権者説明会が開かれ、民事再生申立代理人弁護士から民事再生計画案の説明があった。この再生計画案のスキームは、出版社に売掛金の放棄を強いるばかりでなく、出版社の同意が必要とはいえ、民事再生申立日の前日である6月25日までの栗田出版販売への搬入出版物の返品を大阪屋経由で出版社に返品入帳させ、大阪屋の支払いから控除するという、出版社に二重に負担を強いる内容である。

これによれば、仮に1000万円の売掛金を持つ出版社は1000万円を失うだけでなく、栗田出版販売の返品が5割ある場合、さらに500万円分の返品を大阪屋経由で買い取られることになり、合計1500万円の過重な負担を強いられることになる。

債権者説明会でも出版社各社の怒りが爆発したように、売掛金を失うばかりか、自社の返品を大阪屋経由で買われるなどという事態は、およそ商道徳・商慣習に反するものであり、債権者の利益を不当に害するものであって、絶対に許されるものではない。この再生計画案スキームは栗田出版販売の膨大な債務を、すべて出版社に押しつけた上で、同社を身軽にして帳合書店ごと来春、大阪屋に統合しようという乱暴で身勝手な計画といわざるをえない。

このようなことが許されるならば、すでに始まっている連鎖倒産が示すように、多くの出版社が経営危機に追い込まれ、日本の出版文化は危殆に瀕することとなる。

中小出版社90社で組織される日本出版者協議会は、民事再生申立代理人並びに栗田出版販売に対し直ちに再生計画案スキームを撤回するよう求めると共に、裁判所におかれては、かかる債権者の利益を不当に害する再生計画案を認めないよう強く要請する。

以上